

特殊な材料のフレキシブル管に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS 統一規則 UR P2.12 では、非金属製フレキシブル管について、金属ワイヤー等により管内部の補強が要求されている。これに対し、テフロン及びナイロン等の材料を使用したフレキシブル管については、材料の特性上、金属ワイヤー等による管内部の補強ができないとの意見が産業界より出されていた。このような状況を鑑み、IACS では、従来より規定される承認試験に合格するものであれば、テフロンホース及びナイロンホース等については管内部の補強を行わなくても差し支えないことが合意され、IACS 統一規則 P2.12(Rev.1)として採択された。

今般、IACS 統一規則 P2.12(Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

テフロン及びナイロン等の材料を使用したフレキシブル管にあつては、金属ワイヤー等の補強をしなくても差し支えない旨、規定した。